

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

平成27年大口町教育委員会11月定例会議

平成27年11月27日

午前 9時30分 開 議

大口南小学校 2階 会議室

議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

議案第23号 大口町教育委員会の所管に属する小学校及び中学校の平成28年度休業日について

日程第5 連絡事項

- (1) 社本育英事業奨励金・奨学金制度について
- (2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について
- (3) 行事予定について

日程第6 その他

出席委員

委 員 長	水 谷 恵 子	職 務 代 理 者	丹 羽 茂 文
委 員	藤 田 金 生	委 員	鈴 村 由 布 子

委員（教育長） 長 屋 孝 成

説明のため出席した者

生涯教育部長兼 学校教育課長	杉 本 勝 広	生涯学習課長	竹 本 均
町立図書館長兼 歴史民俗資料館長	江 口 昌 宏	学校給食センター所長	社 本 健 二
学校教育課主幹兼 派遣指導主事	早 川 浩 史	学校教育課長補佐	倉 知 千 鶴
学校教育課主査	三 輪 典 幸		

◎開会

○水谷委員長 それでは、定刻となりました。

本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年大口町教育委員会11月定例会を始めます。

傍聴人はございません。

(午前 9時30分)

◎日程第1 委員長報告

○水谷委員長 日程第1、委員長報告。

私から報告させていただきます。

暖かな日が続き、秋晴れの中、さまざまな学校へ足を運ばせていただくことができました。

10月30日金曜日、岩倉北小学校で研究発表会が行われました。進んでかかわり合い、ともに学ぶ喜びを感じる子供の育成を研修主題に掲げ、指導に取り組みました。赤白帽で意思表示をしたり、ペア活動、グループ活動で活発になり、相談しやすい授業が行われていました。子供たちの笑顔を見たい、確かな学力をつけ、学習内容を広めたいと先生方は創意工夫し、学習課題のレベルアップや到達したときの満足感を大切にされた授業公開でした。

10月31日土曜日、長良東小学校で研究発表会が行われ、行ってまいりました。42年間にわたり「自ら求めみがき合って高まる学習の創造」を研究主題に掲げ、実践教育を積み重ねているこの学校での取り組みは、どれも参考になるものばかりでした。授業へのかかわり方や参加の仕方が徹底されており、発言者のほうをクラス中がざっと向き、発言者に対してつぶやいたり、同感の返事をしたりと個人の意見をよく聞いているからこそその授業風景でした。学習形態は、自由に前に座って導入をしたりと動きがあり、生き生きとしていました。背面掲示には1年の歩み、みんなの願いが手書きで書かれていて温かみを感じられました。廊下側には個人の調べ学習が掲示してありましたが、これは全クラス統一の形がとれていて規則正しさが美しかったです。

究極は、公開クラスではない5年生の実習クラスでした。児童だけで、「バリアフリー、長良のまちをよくするために考えよう」をテーマに話し合いがされていました。司会役の児童が話し合いを進行し、見事に1時間が成立していたことには感心と驚きであっけにとられてしまいました。授業の形態が整えば、このようなこともできるようになることがわかりました。すばらしかったです。

11月5日木曜日、大口中学校で学校訪問が行われました。生徒たちは、それぞれの教科に応じ落ちついて授業に取り組んでいました。全員参加の授業づくりを課題に、つまずきを予測し、

理解した授業がこれからもより一層研究されることと、理想とする学びスタイルを期待します。

11月6日金曜日、児童や保護者の意見も取り入れられたすばらしい学校施設で、羽黒小学校の研究発表会が行われました。生き生きとした表現活動を授業に生かす小弓タイムから始まり、読解授業のシステム化や読解のための20の視点など、岩下修先生の御指導のもと、国語の基本である読む・話す・聞く・書くという研究が緻密にされていました。岩下先生の講演会では模擬授業を取り入れたもので、毎回楽しくわかりやすく聞かせていただくことができます。

11月7日土曜日、南小学校で学習発表会が行われました。一人一人がせりふの言葉を大切に、自分の役になり切り、責任を持って演じていました。校長先生の御挨拶どおり、その日は皆一人一人がスターになり、スポットライトを浴びて輝いていました。

11月12日木曜日、大口中学校で合唱コンクールが行われました。学年が上がるごとに歌への思い入れ、クラスへの思い入れが強くなり、その思いが聞いている側にもひしひしと伝わってくるものでした。特に3年生はどのクラスもすばらしい歌声を響かせていて、甲乙つけがたいものでした。

11月19日木曜日、大口西小学校で大口町学校研究発表会が行われました。教室環境が整えられた学年、机の形態を工夫されたり学習形態に動きがあるクラス、グループでの話し合いが充実していたクラスなど、それぞれ先生方は心豊かな児童を育むために手だてを追求していらっしゃいました。大口町の小・中4校の先生が一堂に会する貴重な機会となりました。

そして、昨日、11月26日、南小学校で学校訪問が行われました。研究発表会に向けての準備が着々と進行している様子がうかがわれました。児童が学習課題を言い、最後に課題の締めと感想を言うという授業が主体的な学びにつながると思いました。

私にとりましても、学びの多い晩秋となりました。以上です。

◎日程第2 教育長報告

○水谷委員長 日程第2、教育長報告。

よろしく願いいたします。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

今、水谷委員長からるる報告がありましたが、本当にさまざまな研究発表会、また学校へ足を運ぶ機会が多く、児童・生徒の様子をいろいろと見ることができました。どの学校も、少なくとも落ちついて学校生活を過ごしている、そんな様子を感じました。

また、学校のほうからは、児童・生徒あるいは保護者等の事故報告について、交通事故等も含めまして、最近上がってきておりませんので、落ちついているなあと、そんなことを思います。けれども、町の人々の声を聞きますと、中学生の自転車の乗り方が大変悪くて、大口町は自

転車の交通事故というのが大変多いというふうに聞いておりますので、手を打たなければいけない、そんなふうに思っています。

それから、いろいろと研究会等があつて、本当に実りの秋ということですがけれども、小ぢんまりとした大口町、小学校3、中学校1校の中でもなかなか、それぞれいいことをやっているんですけども、町全体として先生方の意識が、小・中連携して9カ年を通して子供たちを育てていこうというところは結構弱い面がありますので、これから特に町教研、それから大口南小学校の来年度の研究発表会をいい機会としまして、先生方が小・中連携して大口の子供を育てていく、こういう方向性を本当に強く出して研究を進めていきたいなあと、そんなことを思っております。

それから、また、生涯学習関係におきまして大口町は生涯学習のまちづくりを担っているんですけども、この秋にはさまざまな発表会がありまして、大変多くの、特に年配の方が生き生きと発表している姿を見ることができて、よかったなあとというふうに思っております。

それから、教職員の人事関係につきましては、各学校の校長先生方の御意見を上げていただきまして、12月末のところ一度教育長の会議を持ちまして、1月早々のところで事務所と面談をしていきたい、そんなふうに思っております。以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

◎日程第3 議事録署名者の指名

○水谷委員長 日程第3、議事録署名者の指名。

私、水谷恵子と丹羽茂文委員によろしくお願いいたします。

◎日程第4 議 題

議案第23号 大口町教育委員会の所管に属する小学校及び中学校の平成28年度休業日について

○水谷委員長 日程第4、議題に入ります。

議案第23号 大口町教育委員会の所管に属する小学校及び中学校の平成28年度休業日について、事務局、説明をお願いいたします。

○倉知学校教育課長補佐 議案第23号 大口町教育委員会の所管に属する小学校及び中学校の平成28年度休業日についてでございます。

大口町立学校管理規則第6条第2項の規定に基づき、平成28年度の休業日を別紙のように定めるものとする。平成27年11月27日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由ですが、この案を提出するのは、大口町教育委員会の所管に属する小学校及び中学

校の平成28年度の休業日を定めるため必要があるからである。

1枚はねていただきますと、別紙といたしまして一覧表の案をつけてございます。小学校、中学校に分けて記載しておりますけれども、日にちが違えるのは学年初めの休業日のみとなっております。これが小学校が4月1日から5日まで、中学校においては4月1日から6日までとなっております。そのほか、夏季休業、冬季、学年末はそれぞれ同じ日にちとなっております。

参考までに、次のページに平成28年度の儀式等の日程ということで、入学式から卒業式、修了式までの日程を載せてございます。入学式のほうが、小学校が4月6日水曜日、中学校が4月7日木曜日。それぞれ1学期の始業式・終業式、2学期の始業式・終業式、3学期の始業式は小学校・中学校ともに4月7日木曜日と7月20日水曜日、2学期に入りまして、9月1日木曜日、12月22日木曜日、3学期の始業式が1月6日金曜日となっております。そして卒業式ですが、小学校が3月16日木曜日、中学校が3月3日金曜日、修了式のほうが小学校・中学校ともに3月24日金曜日となっております。以上です。よろしく申し上げます。

○丹羽職務代理者 卒業式って来年の3月ですよ。

○倉知学校教育課長補佐 来年といいますか、28年度です。

○丹羽職務代理者 平成29年ですか。

○倉知学校教育課長補佐 そうです。

○水谷委員長 ありがとうございます。

この件に関して、御意見、御質問はありますか。

○長屋教育長 学年末は3月27日というのは何ですか。24日に修了式。

○三輪学校教育課主査 今回の教育長の質問に対してなんですが、3月24日が修了式、金曜日となります。春休みとしては25日から始まると思うんですけども、学校が休業となると、もともと土曜日・日曜日は学校は休業日ということから考えると、休業というか、もともと学校がない日になると思われまので、そうすると、休業というふうに捉えると休み明けの27日の月曜日からという考えでこのようになります。

○丹羽職務代理者 でも、社会通念からいけば、お役所はどうか分かりませんが、例えば企業でいけば今週の土曜日から休みという言い方しますよね。土・日はもともと週休2日制で休みでも、お正月休みは最終の土曜日から来年の6日までとかね。

○三輪学校教育課主査 そうですね。我々も日常の話の中ではそういう話し方をしたりはいたしますけれども、昨年度とかのこの関係の議案やなんかも、これの作成に当たって確認させていただいているんですけども、そのときにも要するに休業というか休みが始まる日、あるいは終わる日というのが土曜日・日曜日にちょうど重なる日については、その前の、いわゆる平日というんでしょうか、通常に学校のある日の最終日が記載されておりますので、それに倣っ

てこのようなつくり方をさせていただいております。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 お手元に参考資料の2ということで学校教育法の施行令を抜粋させていただいておりますので、そこを見ていただきますと、いわゆる決め方のルールを載せさせていただいております。第6条の第2項に当たるかと思うんですけども、今話になっております学年末のところは3月25日から31日の間に決めなさいよという、いわゆる学年末を決めなさいよというルールになっておるわけですね。先ほど三輪主査が説明申し上げたとおり、学年末は3月27日から、25、26が通年の休業日という捉え方ですので、子供さんに例えば学校で教える場合は土曜日から休みですよというような話にはなろうかと思うんですけども、手続上、休業日として新たに学年末の休業日として指定する場合は3月27日から3月31日までというようなことになろうかと思えます。

なお、ここら辺で子供さんたちが学年末の休み、学年初めの休みという認識ではなくて、春休みみたいな感じで、いつから休みということになると思えますので、丹羽委員さんが言われたとおり、来年度の場合は3月25日から春休みですよというような形にはなろうかと思うんですが、手続上、こういう形をとらせていただくということで御理解をいただけるとありがたいかと思えます。

○長屋教育長 わかりました。

○水谷委員長 ありがとうございます。

では、そういうことでお願いします。承認していただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○水谷委員長 承認していただきました。

◎日程第5 連絡事項

○水谷委員長 日程第5、連絡事項に入ります。

1. 社本育英事業奨励金・奨学金制度について、説明をよろしく願いいたします。

○三輪学校教育課主査 よろしく願いいたします。

資料は、本日、委員の皆様には差しかえということをお願いさせていただきましたので、そちらの資料をごらんいただきたいと思えます。社本育英事業奨励金・奨学金制度と書かれた資料です。

この社本育英事業の関係につきましては、以前にもお話をさせていただいたことがあったかと思えますけれども、その折には今制度の見直しを行っているということで、余り細かなところまではお話はできていなかったかと思えます。今回この資料を提出させていただきますのは、長い間この社本育英事業につきましては学校教育課の事務局の中でもいろいろと打ち合わせを

させていただいて、あと町のいろいろな会議の中ででもいろいろと調整をさせていただき、そしてこの事業そのものが条例規則等がありますので、その規則を大きく変更させていただいた関係もあり、例規審査会に諮って制度そのものを決定させていただいたということでもあります。そして今月24日、今週の火曜日ですけれども、社本育英事業運営理事会を開催させていただきまして、新しい制度について、まず出席理事の皆様にご報告をさせていただいたという経緯がございます。そして本日、教育委員会でお話をさせていただくものです。

この育英事業に関しましては、従来、奨学金という一つの制度のみで運用をしてまいりましたが、制度の見直しに伴いまして2つに分けさせていただきました。まず1つが奨励金、そしてもう一つが奨学金というものです。この奨励金というものが今までの奨学金に当たるものでして、名称を変更させていただいたと御理解いただければと思います。

内容そのものにつきましては、今までと大きく変わっておりません。あくまでも学校から推薦をいただいた生徒に対して理事会に諮っていくという内容で、この内容については変わりございません。ただし、推薦の対象というところで、ぼっちの2つ目をごらんいただきますと、「その成績が優秀であり」と、ここで波線とちょっと色がつけてあります。この部分は、今までは「良好」という表現をさせていただいております。この変更につきましては、後ほど説明させていただきます奨学金の対象のところとの関係もございまして、内容をこのように変更させていただいたということです。

候補者の人数につきましても、今までもそうなんです、3年生の学級の数と同じ人数という中で学校から推薦をいただいているということですので、この制度が変わってもそのとおりで進めてまいりたいというところです。

続きまして、この奨励金の支給金額についてなんです、1人当たり10万円を、卒業して新しい学校への入学が決まったところでお支払いをさせていただくというものです。今まで奨学金の支払いにつきましては4月当初に奨学金の授与式というものを開催いたしまして、その場で関係する生徒さん、そして保護者の方にお集まりいただきまして式を行ってまいりました。ですけれども、今度からは振り込みという形にさせていただきたいということで進めております。これはなぜかと申しますと、その以降にあります推薦から支給までの流れの中で、今までと種類がふえているということと、少し流れも変わってきておりますので、そういった関係からこのように振り込みという形にさせていただいております。

この奨励金につきましては、まず、先ほど少しお話しさせていただきましたが、学校長から推薦書を学校教育課へ提出していただきます。その後、理事会を開催させていただくわけですが、この時期についても今までは3月下旬というので固定で行ってまいりましたが、これを、ちょっとこの記載の仕方が流動的な記載なんです、2月下旬から3月下旬と、少し早めて実

施をしたいということもありまして今はこのような流動的な記載の仕方をさせていただいております。

理事会が終了をしましたら、候補者に対しては奨励金の候補者決定通知書という書類をお送りいたします。それを受け取った候補者、生徒は、入試が終わって、高等学校はどこへ行くかというのが決まったところで高等学校等入学決定届というものを学校教育課へ提出していただくことになります。このときには、高校への入学が決定したという書類を、生徒手帳の写しですとか、あと通う高校等が発行する公的な書類、そこへ行くというのが明らかである書類をつけていただいて、先ほどの決定届を提出していただくということになります。その届け出書が出ましたら支給決定通知書を候補者へ送付すると、そして4月下旬に奨励金の振り込みをするということになります。これが奨励金の一通りの流れとなります。

次に、1枚めくっていただきますと、今度は奨学金についてです。

この奨学金というのは、今までの奨学金とは大きく意味合いが変わっておりまして、(1)で目的という中に書いてありますが、これは経済的な理由によりまして就学が困難な家庭の生徒に対しまして、高校等の就学期間中、勉強に必要な資金としてお渡しをして頑張ってもらいたいということでの目的で創設させていただいたものです。

対象については、まず大口町内に住所を有している者と。これはあえてこのように書かせていただいたんですけれども、これは、高等学校等へ進んだ後、複数年にわたってこの奨学金を支給してまいります。そういった関係で、まずは中学校に通っているときに大口町内に住所を置いている子。中には区域外就学で、町外に住所がありながらも、ある一定の理由に基づく中で大口中学校に通っているというお子さんもいらっしゃると思います。その子については、中学校を卒業してしまうと、おのずと大口町の子ではなくなるということもありますので、引き続き大口町とかかわりのある子であるということに限定させていただくというものです。

次に、この奨学金の成績または素行の関係なんですけど、これについてはともに良好であるということにさせていただいております。成績が良好ということについては、中学3年生、2学期の9教科の総合評価が27以上ということで一つの線引きをさせていただきました。

それと、この制度の目的が経済的な理由によりということになりますので、それをどのように判断していくかということがやはり大切であるということになりますので、これにつきましては、施行規則の中で第8条第4号というのがあるんですが、そこでこういう場合に該当しているときというのが非常にたくさん項目として上げさせていただいております。その項目については、現在教育委員会が行っております就学援助、要保護・準要保護の援助費の認定を受けているということを示しております。ですので、申請の際にあらかじめこの就学援助の認定を受けているということが一つの大きな条件にもなろうかと思っております。

次に、この奨学金の支給金額についてなんですが、就学期間中、年間5万円をお渡しします。全日制であれば3年間ということになると思います。夜間定時であれば4年間とか、進学される学校によってこのあたりの期間というのは変わってくると思いますけれども、あくまでもその学校の正規の就学期間ということになりますので、何らかの関係で留年をしたというときについても、じゃあ1年留年してしまって3年生までもらえるかというのと、そうではないですよということになります。あと、高等専門学校については5年または5年半という就学期間があるようなんですけれども、1年生から3年生までの正規の就学期間、この間で高校卒業と同等の認定をもらえるということになるようですので、これまでの間ということにさせていただきました。

この制度の周知につきましては、間もなく行われます保護者会の中で関係する生徒さん、保護者の方にはお話をさせていただくということになります。それを受けまして、この応募に関してなんですが、これについては、あくまでも申請者と学校教育課とのやりとりになりますので、中学校を介すことなく直接いろいろな書類のやりとりを行っていくということです。

最後ですが、この制度が、先ほどからもお話しさせていただいておりますとおり、複数年、3年、4年という長期にわたってお支払いをさせていただくことになりますので、いろいろな提出の義務ですとか、取り消しの項目ですとか、そういったものも決めさせていただいております。例えば学校を退学したですとか、そういったときには異動届を出してくださいと、ほかにも項目としてありますけれども、そういう場合には出してくださいということです。あとレポートを提出してくださいとさせていただきました。これは何かというと、期間中、その年度、自分がその学校で過ごしてきたことすとか、そういったことを書いていただき、またその次に向けての抱負ですとか、そういったことを書いていただいて提出してもらうものです。

最後、16条に取り消しの項目も規定させていただきました。先ほどお話しさせていただいた、例えば退学したという場合については、当然その時点でもう権利がなくなりますので、そこで取り消しをさせていただくということです。

その次に、申請から支給までの流れを示しております。これは、初めのほうちょっと日にちを限定しております。申請者は年明けの1月10日を原則としておりますが、1月10日までにまず町に申請書を提出していただきます。それを受けまして、今度はその子供たちの学校での行いについて所見書を学校で作成していただいて、それをまた返していただくということです。それでその内容、そしてその前に提出された申請書を学校教育課でまず見させていただいて、審査をさせていただきまして、1月25日までに、支給の決定というものは当然出せませんが、あなたを理事会に諮っていきますよということの書類をまず出してあげたいなと考えております。これはなぜかと申しますと、これぐらいの時期になりますと、今度は私学の入試も始まっ

てまいりますので、入試が始まるのにまだ何も出てこん、何もお知らせがないということでは、やはりどういうふうになるのかなという不安なこともあろうかと思っておりますので、そこで少しでも不安を解消できればというところから、まずこういった書類を送付させていただくというものです。

そして、以降の流れについては先ほどの奨励金と同様ですが、理事会を開催させていただいてということになりますけれども、この奨学金については、候補者として決定した生徒については決定通知を、そして却下した生徒については却下通知書というものをお送りするというところが違っております。以降については、支給までは同じような流れとなっております、最後のところに、先ほどもお話しさせていただきましたが、毎年1月末までにレポートを提出していただくこととなります。レポートというのは、参考で一番後ろになるかと思っております。このような内容で提出していただくものです。これをその年度に行われます理事会で報告させていただいて、今この子供たちはこのように頑張っていますよということをお知らせしていくということでのものになります。

最後に、1枚ぺらのもので、平成27年度の社本育英事業奨学金受給者募集要項というものも配付させていただきました。これがこれから行われます保護者会の中で、担任の先生を通じまして、関係する保護者の方に配っていただくものです。この配付についても、現在、要保護・準要保護の認定を受けている、関係する保護者全てにまず配付させていただきます。その中で、この内容を見ていただいて、子供が、行けるかなと思った子はみずから申請していただくということになります。

あとそれと、中学校に通う生徒、家庭の中でも全ての人が就学援助の内容を把握しているかということ、恐らくそうではないということも考えられますので、中には、生活は苦しいんだけど、そういう制度の認定を受けずに頑張っているところもあるかもしれませんので、そういう家庭を救えないかなということで、保護者会の期間中、待合の席が廊下に並べられるということですので、校長先生にお願いをいたしまして、こういった募集要項も一緒に近くに置いておいてもらい、そして、これをごらんいただいて、うちも該当するかもというような方は、これでまずは就学援助の認定を受けてもらって、その後にこの奨学金についても募集をしてもらうということで、少しでも多くの子供を救えたらいいなと考えております。

あと最後に人数なんですが、これについてはおおむね10人ということにさせていただきました。通常ですと何人以内とかというような規定の仕方が多いとは思いますが、ここではあえて「おおむね」という言葉を使わせていただいて、例えば10人を少し超えましたというときにも、その子が我々の審査基準で合格すればできるだけ救えるようにということで、少しばやかした表現をさせていただいております。

今後はこのような流れで社本育英の奨励金・奨学金の事業を進めてまいりたいと思いますので、御報告させていただきます。以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

連絡事項ということなんですけど、ちょっと質問いいでしょうか。

申請から支給までの流れというプリントで、1月25日までに理事会に諮ることを決定した旨の書類を申請者に送付ということで、その時点でもう審査をした上でということなので、事務局側が審査をしているということなんですよ。

○三輪学校教育課主査 はい。

○水谷委員長 そこで、理事会にお諮りする生徒と、そうでない生徒がもう既にいるということなんですかね。

○三輪学校教育課主査 そうですね、そういう事態にもなるかもしれないです。

ただ、先ほどお話しさせていただいたんですが、例えば成績、総合評価で27以上です。そしてその子供の申請の目的ですとか、そのときにはいろいろな自己PRというものもしてもらっていますが、書類で。あと学校の所見書や何かも判断させていただいてということで審査をするんですけども、おおむね10人ということになるので、できるだけ、例えば13人申請がありました、内容を見ました、学校の所見書も見させてもらいました、みんな非常に素晴らしい、頑張っている、ぜひ頑張ってもらいたいということを我々が判断すれば、基本的にはもう出てきた子をほとんど救えるようなということで考えております。

ただ、あえてここでわざわざ理事会に諮りますよという、お知らせをさせていただくのは、先ほどもお話ししたんですけども、申請を1月の当初にしましたと。そしてもうすぐ下旬には入試も、例えば私学に行く子であれば入試を控えています。にもかかわらず、せっかく申請を出したのに何も連絡が来ない、大丈夫かなという気持ちがやはりあると思うんですね。なので、そういう不安の中で入試を受けてもらう、そして受験が終わった後もどうかなどうかなという中で過ごしてもらうよりも、奨学金の候補者になりましたよとか、決定しましたという通知は我々では当然出せないんですが、その前段で理事会に諮っていきますよというお知らせを一つ出してあげることによって、その子の不安も少しは解消されるのではないかなということです。

○水谷委員長 それはよくわかります。

その後、理事会が開催されるのですが、ほぼほぼみんな奨学金をもらえるということなんですよね、理事会に諮る。そこで、2番で却下者にとというのがちょっと何かかわいそうとか、それを思ったので。

○三輪学校教育課主査 そうですね、確かにほとんど出てきた子についてはというふうには考え

ております。ただ、この却下の通知についてもなぜ規定をしたかというところ、この社本育英事業の規則を全部見直しして大きな改正をさせていただいて、全ての流れを一通り条立てで全部つくっていったものですから、そのときに、決定の通知はいいと、じゃあ決定するということは100%全ての子がというふうにはならないので、却下ということについても規定をする必要があるということでその規定というのはあわせて入れてあります。

- 水谷委員長 じゃあ2番に関しては括弧みたいな感じでしょうかね、ニュアンス的に。
- 三輪学校教育課主査 いや、括弧ではないです。
- 丹羽職務代理者 これがなかったら、理事会はひな壇飾りで何でもいい。
- 長屋教育長 いや、これはきちっと書いておかないかん。
- 竹本生涯学習課長 あくまでも理事会で、町が諮問をして理事会に答申をもらうというのが大きな流れというのは原則あるものですから、この部分というのは区別させておかないと。
- 長屋教育長 それと、このところで学校になるべく負担をかけたくないというのが一つあると思う。学校はやっぱどの子もかわいし、それからみんな受かってもらいたいというか、合格してもらいたいという気持ちがあるけれども、それがばあっと出てきたときに、判断が上で出されたんだよと、学校ではありませんよという形がこれでとれるんじゃないかなという感じですか。
- 丹羽職務代理者 質問、いいですか。
- 水谷委員長 はい。
- 丹羽職務代理者 奨学金についてですけれども、中学校を介さないということの場合の2学期の9科目の27以上という証明は、本人がコピーで持ってくるんですか。
- 三輪学校教育課主査 いや、これはまず2学期が終わるときに通知表をもらって、そこで子供は自分の成績がどうだというのがまずわかると思うんです。そこで、じゃあやろうかということころまではいいと思うんですけど、我々が判断する基準がないので、それについては申請書もらった後に学校にお願いする所見書、その項目の中にそれぞれの教科の評価を記入してもらう欄を設けました。
- 丹羽職務代理者 学校には所見表をもらうんですか。
- 三輪学校教育課主査 そうです。この部分だけ、基本的には介さないというお話をさせていただいているんですが、このところだけはちょっと助けてもらわないと判断ができないので、成績と学校での行動、どのようなことをその子がやってきたのかということを書いてもらうものをつくってもらいます。
- 丹羽職務代理者 わかりました。

それと単純な話ですけど、夜間定時制に4年行く人は5万円余分にもらえると簡単に考えれ

ばいいですね。

○三輪学校教育課主査 そうですね、はい。

○丹羽職務代理者 それと、毎年4月下旬に送金されるんですけども、5月に停学か退学したら1年はしようがないということですね。

○三輪学校教育課主査 まあそうですね。

○丹羽職務代理者 いや、単純な話を質問しているんですけど、そうですか。

それから異動したかどうかとか、そういう支給取り消しに当たることになっているかどうかというのは、みんな自己申告みたいに見えるんですけども。

○三輪学校教育課主査 基本的には申告でちゃんと出してくださいということを規定しています。ただ、それだけでは、今御心配いただいております、じゃあ出さないまま過ごしていく子もいるんじゃないかというのがあると思うんですけども、その辺についても規則の中で必要に応じて我々が調べさせてもらいますよという規定を設けて、なおかつ申請書の中にこういう項目について調べることに同意しますという同意欄、それは保護者と生徒両方の署名をもらって同意してもらおうようにしておりますので、必要に応じて、例えば1年に1回、内容をちょっと確認させてもらうとかということではできるようにはしてあります。

○長屋教育長 親がもらって、使ってしまわないような何か工夫があったら。

○三輪学校教育課主査 工夫というか、支払い、振り込みということを先ほどからもお話ししているんですが、振り込みについては、あくまでも生徒の口座ということにはさせていただいております、保護者の口座ではなく。ですので、一度はその子の名義の口座に入るよということになります。

○丹羽職務代理者 やっぱり難しいですね。何か子供の通帳って、みんな親が判こも通帳も全部持っていっちゃうというのが大体ね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 その点に関しては、今、三輪主査も申し上げたんですが、高校生になっていく上で、社会人になっていく上でお金というのもどういうふうに、そのお金を、例えば家庭で要するという話であれば、そのお子さんが家庭へ出すみたいな、やっぱり金を考えてもらうという機会をつくりたいということで、この件に関しては、一番最初の制度設計をしたときから、我々教育委員会としてはそこも考えてほしいという話をさせていただいております。

それから、さっき水谷委員長から話のありました却下者につきましては、実はこれは3月下旬の理事会になっておりまして、内定が1月、3学期が実は抜けておるんです、この制度の中で。多分わかっただけだと思ってしまうんですけども、中学校3年生で、これから高校に向かう奨学金ということを見ると、3学期の空間を、それじゃあ俺もらったでいいかみたいな話も、

それはだめだよという部分がございます、3学期の部分で何かあれば当然却下という判断を理事会がされると思いますし、中学校3年間はどうかという議論はしていただくつもりでありますので、こういった部分は要るのかなと思っております。

それから、中学校を介さないと教育長先生も言われたんですが、この制度設計をつくるときに、我々も判断できんという部分は非常に迷ったところがございますし、中学校の先生も判断できんと。じゃあ客観的にという話になると数字、それからふだんの生活、マルかペケか、その程度で判断するしかないんだろうなというふうに結論を出させていただきました。基本的には学校の先生の負担をとにかく減らす、この件に関しては減らすという基本に立ちましたので、先ほども説明の中にございましたとおり、三九、二十七。5教科ではなくて9教科の理由は、英語は嫌いだけど、俺は走るの速いという子もおるでしょうし、美術は好きだけど国語がどうもみたいなのというところで、なるべく拾えるように9教科にさせていただいておるということでございます。

それから、定時制の話先ほど丹羽委員が言っていたんですが、実はこれ夜間の定時制、昼間の定時制というのもございますし、通信制というのが実はございます。そこらあたりも公立で定められておる高等学校、いわゆる高等学校を卒業したときの資格を得られる部分まで拾えないかということで、かなり広くしてございます。ですから、通信制教育が何年かというのも恐らく決まっておるでしょうし、なるべくその資格を得て次のステップへというのを踏んでほしいという意味で制度設計をつくっておりますので、先ほど高等専門学校は3年で打ち切っちゃうよという話をさせていただいておりますけれども、3年間で卒業した時点で高校の資格というんですかね、次のステップへ行く資格が得られるということで3年で切らせていただいております。

この制度設計自身、先ほど三輪主査もるる説明をさせていただきまして、私ども教育委員会も事務局としてもいろいろ打ち合わせをした結果でございますが、100%になっているというふうには私どもは考えておりません。また、多分いろんな場面が出てくるでしょうし、この根本は、いわゆる子供たちの教育のセーフティーネットを何とか広げたいということで福祉の部分へかなりこれは入り込んじゃっておる部分があつて、教育委員会で議論するのがなかなかそぐわない部分があるかと思うんですけれども、子供たちを我々が守っていく上で必要な施策はこれだけではなくて、まだいろんな形でこれからも立ち上がっていくかと思っております。今まで教育委員会でもお話しさせていただいております無料塾なんかも特にそうなんですけれども、これ一つで子供たちが救えるかというところではなくて、いろんな施策を組み合わせる中で、福祉部門ではないかという疑問を多分お持ちいただけたらと思いますけれども、私どもとしてはオール大口町で子供たちを守っていくという考えで進んでいきますので、当然この件

に関しては福祉の部門と打ち合わせをしながらオール大口町で進んでいくということを御理解いただきたいと思います。

ですから、今何を申し上げたかということ、今後この場へ、いや福祉の話ではないのかというテーマでいろんなお話をさせていただくことになると思いますが、ベースはオール大口町で進んでいく。ただ、事務方をどこでやるかということで、学校教育課だったり生涯学習課だったりいろんなセクションが出てくると思うんで、全て報告させてもらいながら進んでいくつもりでございますので、ぜひまた御協力というんですか、いろいろな意見がございましたらお聞かせいただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○丹羽職務代理者 もう1つ質問があるんですけど、13条がぼんっと書いてあるだけではわかりませんが、異動届というものの該当は住所が変わるという意味ですか、この異動というのは。

○三輪学校教育課主査 そうですね、住所が変わった場合も出してもらうようになってます。

○丹羽職務代理者 そうすると、住所が変わると失効するんですか、大口町在住だから。

○三輪学校教育課主査 これがちょっと一概にそれが言えなくて、どういう場合かと申しますと、例えば進学先が遠方の学校だったという場合というのは、もうその時点でその近くに行かないと通えないというのが明らかになります。そういう場合には学校の入学が決定した段階の決定届の書式の中で新しい住所を書いてもらう欄がありますので、その子はまずそれで1つ異動届というのはとりあえず出してもらう必要はありませんので大丈夫ですけども、この場合で、異動届で権利も失効するかという場合のことについては、子供が町外に出ています、保護者が町内にいますという場合は大丈夫です。その逆、例えば子供は町内にいます、例えば丹羽高に通っているとか、例えばその親は転勤とかの関係で町外にいますという場合、まあゼロではないと思います。子供は例えば親類の家とかで就学期間中いるという場合、こういう場合も大丈夫です。

要は、どちらかが、生徒か保護者が町内に住所を持っていれば支給から外れるということはありません。両方抜けた場合、ともに大口町から住所を移してしまった場合については、そこでも権利としては失効しますよということです。

○丹羽職務代理者 じゃあ親がいるか、どっちかが、そういう条件になるんですね。

○三輪学校教育課主査 そうです。

○丹羽職務代理者 転校してもいいわけですね。この学校は嫌だからこっちの学校に行っちゃったと、高校2年のときに。でも、ちゃんと在学して2年生でこの学校に行っているというのはどうなるんですかね、そういうの。退学じゃないし、停学でもない、それはよしですね。いじめに遭うし、嫌いやし、合わんしという場合はあるじゃないですか。回避するために逃げていくと言ったらいかんけど、環境を変えるというのかね。

○竹本生涯学習課長 それは1年が終わった後にレポート並びにその次のステップで理事会にかけるから、そこで判断という感じでいいんじゃないですか。

○丹羽職務代理者 いや、それであればオーケーですよ。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 そうではなくて、これ制度設計そのものが子供たちに高校を出てほしい、次のステップへ踏んでほしいという制度設計の基本がありますので、例えば転校していいか悪いかという議論は、今、竹本も言ったんですけれども、理事会にかけることになると思うんですが、基本的には応援してやらないと、この趣旨そのものが何のためにつくったという話で、制度をつくるための制度になってしまっただけではいけないと思いますので。

○丹羽職務代理者 中退はダメだけれども……。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 申しわけないんだけど、卒業してほしいという思いがありますので。

○丹羽職務代理者 中退はダメですよ。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 はい。

○丹羽職務代理者 だから、中退もダメなんですね、退学と。結果的には一緒なんだけど、外へ出ちゃうんだけど、中退もダメなんですと、出ないかんから。

○三輪学校教育課主査 そうですね、中退は。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 留年は結構です。

○竹本生涯学習課長 留年は3年間まではいいんですよ。

○丹羽職務代理者 留年は結構だけれども、3年分しか出ないということ。

○竹本生涯学習課長 はい。

先ほど部長が言われたように、スタートとしてこうやってしながら、課題が出れば一回一回解決していかないと、パターンがいろいろ出てくると思いますね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 多分いろんなケースが出てくると思います。

○丹羽職務代理者 そうですよ。今他県と言われたけれども、海外もありますもんね。海外でもオーケーなんでしょう、両親がいれば。

○三輪学校教育課主査 はい。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 多分いろんなケースが出てくるし、今留年はダメですよと簡単に自分は言ったんですけれども、実は病気なんかで留年される場合が想定されるんです、実は。入院をしないかん、どうしても出席日数が足らんと。じゃあその子まで切ってしまうかという話まで、必ずこれはいろんなレアなケースが出てくると思うんですけれども、それはやっぱり理事会で諮りながら、この制度を何のためにつくったかということを忘れんように対応できるといいなというふうには思っております。

ただ、要綱上ひっかからへんかという話は必ず出てくると思うんですが、今まで打ち合わせをしてきた中で、その基本を忘れずにこの制度をつくったつもりでおりますので、グレーでひっかかるやつをなるべく白にしていく。グレーは黒だという話ではなくて、何とか卒業してくれんかなという方向でつくっておりますので、そういった形で理事会へ説明していくことになろうかと思えます。

○長屋教育長 あと人数のほうですけれども、大口の各学年250名として、250名のうちのここに当てはまるような家庭については、7%とすると20人弱ぐらいが対象者に毎年なってくるんじゃないかなあと。その対象者のうちの全部が救えるといいんですけれども、やっぱり勉強を一生懸命やるというところとからいくと、何かの線引きをしていかないかんとということで27と。そうすると、それが何人当てはまるかという、多くて半分ぐらいのところかなあと。やっぱり1・1・1で一生懸命するのはなかなか理解が得られないということで、妥当なところが27かなあということですね。

○竹本生涯学習課長 この27をそろえるのは大変ですよ、9教科で。

○藤田委員 先ほどちらっと出ていましたけれども、援護とか準援のところには手厚くやっていただけるんだけど、その下のほうで、それを受けずに頑張っている人はどうするか、ここを見直していきたいというようなお話がありましたけれども、それも含めて、今後この運用についてはいろいろと改善されていくというふうに理解しておけばいいですね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 絞っていくという方向ではなくて、何遍も言うんだけど……。

○藤田委員 でも、いろんな条件が出てくるもので、区域外通学はだめとって、でも大口に住んでおるんだけど院内学級へ行っておると学籍は向こうに行きますわね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 学籍は向こうにあります、はい。

いろいろなケースがあるというのは、例えば今、大口町でもそうなんですけれども、DVの場合、住所を動かさずに子供だけ動いておる場合、その子供が頑張っておる場合、それじゃあ学籍はどこにあるんだという話、いろいろ多分出てくると思うんですけれども、ケース・バイ・ケースで学校教育課として責任を持った判断をしていく。責任を持った対応をさせていただきながら、一人でも次のステップへ進んでくれるといいなというふうに考えていきますので、何かあればまた御相談申し上げるし、何かあれば報告させていただくということになろうかと思えます。

○藤田委員 ことしの募集要項と、来年は多少違ってくることも当然あるというふうに理解しておけばいいですね、改善しながら。そういうことですね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 それはもうどの施策でもそうですけれども、そんな100%

というのはございませんので。

○藤田委員 例えばことしのこれ、ぱっと見ておると要援護か準援じゃなかないかんというふう
に書いてありますね。残念だったなあと、援護申請していなかったという御家庭が出てくるか
もしれませんもんね。これの文面を見ると、ああ、うちはだめだった、しまったなあという方
も出てくるかもしれませんもんね。

○長屋教育長 院内学級の子とか、それから施設におる子、緊急避難している子は、多分もう今
後大いに、そういう子を排除するという事はやっぱり最終的には、なるべくそういう子こそ
一生懸命やっておったら救ってやりたいというのが制度の精神なわけですね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 今、藤田委員が言われた、実は三輪がちょこっと言ったん
ですけれども、保護者会の席で該当している人にはもちろん御案内申し上げるんですが、待合
室へ置かせていただきます。目につくようにさせていただきまして、例えば自分のところは実
は申請していなかったという相談がある家庭が教育委員会のほうに御相談に来ていただければ、
それはそれでマルという回答はここではできないんですけれども、それはもちろん教育委員会
として検討しないかんし、要保護・準要保護の支援をさせていただかなきゃいけなければ、さ
せていただくような形で十分検討する必要があると思います。

いずれにしても、制度自体がことし初めてスタートさせていただき、今まであった奨学金、
旧奨学金、新奨学金ということで、同じような言葉の中でかなり違った趣になっております。
何遍も申し上げておるんですが、改善は常に進めていく必要があるし、レアなケースが、多分
我々の想定外のところでいろいろ出てくるとは思います、それはもう真摯に受けとめて検討さ
せていただくし、なるべく子供たちが負担を感じずに勉強してもらええるような環境をつくれた
らというふうに思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○水谷委員長 では、そのようによろしくお願ひいたします。

次に移ります。

2. 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、説明をよろしくお願ひいたしま
す。

○倉知学校教育課長補佐 それでは、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告をさせていた
できます。

今回は新規のものはございませんでしたので、使用許可として3件、表になっております。
昨年度、あるいはことしの上半期に申請のあったものばかりでございますが、琴生流の菊八重
会とNPO法人アスペ・エルデの会 尾張支部ルミナスクラブさん、それから最後ですけれど
も、名城尾北会というところが申請が出ております。

それと、実績報告のほうで5件出ておりますので、これもあわせて報告させていただきます。

以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

3. 行事予定について、よろしく願いいたします。

○三輪学校教育課主査 では、12月と1月の行事予定についてですけれども、まず12月です。12月24日木曜日ですけれども、教育委員会定例会を午前9時半から、今度は場所を中央公民館C会議室で行いたいと思います。

そして、済みません、ちょっとスケジュールに入れるのを忘れてしまっておりますけれども、その翌日25日金曜日なんです、教師力向上セミナーというものが北小学校で開催をいたします。午前中なんです、こういったセミナーを行います。そこでタブレット授業もあつたりとか、細かい話はまた後ほど指導主事からお話をさせていただきます。12月は以上です。

そして今度1月なんです、まず1月の日程の修正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。1月12日火曜日に丹葉事務協と記載させていただいておりましたが、13日の誤りでしたので、13日の水曜日、丹葉事務協が岩倉市で行われるということですので、委員長と職務代理の出席をお願いいたします。

次に、1月23日土曜日です。西小学校で西っ子発表会が開催されます。そして1月28日木曜日、この日は今度西小学校で定例会を開催したいと考えております。

最後、1月30日の土曜日です。北小学校の北っ子発表会となっております。

12月、そして1月の行事予定としては以上です。

○早川学校教育課主幹兼派遣指導主事 それでは、補足をさせていただきます。

今、三輪主査のほうから御案内がありました12月25日の教師力向上セミナーでございますが、本年度より大口町にお勤めの先生方の授業力向上を狙って、昨年度までの大口町少経験者研修から大口町教師力向上セミナーとして、全先生方の希望者を対象とした研修を進めてまいります。第1回は夏休みに行わせていただきましたけれども、第2回を北小学校さんにおいて9時15分から始めさせていただいて、午前中で終わります。

内容としましては、今回は3つあります。1つ目は、大口南小学校の研究主任の實松先生から大口南小学校の研究の取り組みについて御紹介をさせていただきます。教育長報告にありましたように、小・小連携、小・中連携を一層進めていく機会にしたいと思います。

2つ目は、大口北小学校の教育主任の児島先生による国語のタブレットを使った授業をさせていただきます。

3つ目は、大口町歴史民俗資料館の西松学芸員さんに、堀尾吉晴公、松江との姉妹提携を機縁とした授業として、大口町にお勤めの先生方にも堀尾吉晴公、あるいは堀尾金助について見識を深めていただきたいと思います。企画いたしました。

また、教育委員の皆様には案内を近日中にお渡ししますので、もし可能でしたら参加していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○**竹本生涯学習課長** 生涯学習課から御連絡だけさせていただきます。

まず、生涯学習課の12月の予定ですが、15日以降、大口町の温水プール、換水並びに天井の照明の工事、ボイラーの入れかえ工事等を行いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、翌年1月10日、この予定表では成人の日になっていますが、10日に成人の集いを実施したいと思いますので、また御案内を申し上げますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。以上です。

○**長屋教育長** もう1つ、12月5日に愛知駅伝、第10回が万博会場で開かれます。

それから、1月3日に賀詞交歓会がありますので、それは500円だったかな。

○**杉本生涯教育部長兼学校教育課長** お手元に通知文は出させていただきますので。

○**長屋教育長** 委員長、教育委員会の定例会はいいですか、これで。

○**水谷委員長** 24日の定例会はよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎日程第6 その他

○**水谷委員長** では、その他に入ります。

何かありましたら、お願いします。

○**杉本生涯教育部長兼学校教育課長** 今、教育長先生から1月3日の賀詞交歓会のお話があったと思うんですけど、お手元へ御案内状をお渡ししております。御出席いただきたいと思いきし、多分参加表か何か入っておるか、案内だけ。

○**丹羽職務代理者** 書いてありますよ。いや、何か11日までにどこどこへ500円持ってこいと。

○**杉本生涯教育部長兼学校教育課長** よろしければ、私のほうへ。わざわざ行政課へ行っていただかなくても、私のほうへお預けいただければ私のほうで処理させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○**水谷委員長** ほかに。

(挙手する者なし)

○**水谷委員長** ほかにはないようですので、これをもちまして平成27年大口町教育委員会11月定例会を終了いたします。ありがとうございました。

(午前10時45分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委員 長

委 員